

総社市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第10号

総社市介護保険条例の一部を改正する条例

総社市介護保険条例（平成17年総社市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、</u> 次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め る額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>31,200円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>43,600円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>46,800円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>56,100円</u></p> <p>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>62,400円</u></p> <p>（6）令第39条第1項第6号に掲げる者 年額 <u>74,800円</u></p> <p>（7）令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 <u>81,100円</u></p>	<p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、</u> 次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め る額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） 第39条第1項第1号に掲げる者 年額 <u>28,200円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 年額 <u>28,200円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 年額 <u>42,300円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 年額 <u>56,400円</u></p> <p>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 年額 <u>64,200円</u></p> <p>（6）令第39条第1項第6号に掲げる者で、<u>同条第1項第6号イの規定に</u> <u>よる合計所得金額が100万円以上190万円未満のもの</u> 年額 <u>7</u> <u>0,500円</u></p> <p>（7）令第39条第1項第6号に掲げる者で、<u>同条第1項第6号イの規定に</u> <u>よる合計所得金額が190万円以上400万円未満のもの</u> 年額 <u>8</u> <u>4,600円</u></p>

改正後	改正前
<p>(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 年額 <u>93,600円</u></p> <p>(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 年額 <u>106,000円</u></p> <p>(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 年額 <u>118,500円</u></p> <p>2 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの規定による合計所得金額は、120万円とする。</u></p> <p>3 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの規定による合計所得金額は、190万円とする。</u></p> <p>4 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの規定による合計所得金額は、290万円とする。</u></p> <p>5 <u>平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの規定による合計所得金額は、450万円とする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係るものを除く。), <u>ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</u></p> <p>4 <u>法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで</u></p>	<p>(8) 令第39条第1項第7号に掲げる者 年額 <u>98,700円</u></p> <p>2 <u>平成24年度から平成26年度までの令第39条第1項第5号イの規定による合計所得金額は、100万円とする。</u></p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係るものを除く。), <u>ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>

改正後	改正前
<p><u>の間は行わず，平成29年4月1日から行うものとする。</u></p> <p>5. <u>法第115条の4第2項第4号に掲げる事業については，その円滑な実施を図るため，平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間</u> <u>は行わず，平成28年4月1日から行うものとする。</u></p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は，平成27年度以降の年度分の保険料について適用し，平成26年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。